

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年4月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2100495 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200002 号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 20 年 4 月 8 日、喪失年月日を同年 8 月 16 日に訂正し、同年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 60 円とすることが必要である。

昭和 20 年 4 月 8 日から同年 8 月 16 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 37 年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 5 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 20 年 4 月から同年 8 月まで

私の母(訂正請求記録の対象者)が亡くなったことから、年金の手続を行ったところ、年金事務所において、母の旧姓と同姓同名かつ同一生年月日で、昭和 20 年 4 月から同年 8 月までの厚生年金保険の記録があるが、当該記録は年金受給に結びついていない未統合記録になっている旨の話を聞いた。私が母の勤務していた事業所の名称を知らない等の理由により、当該記録は母の記録であると判断できず、母の年金記録に統合されなかつたが、母から、生前、終戦の昭和 20 年 8 月頃まで B 県内の軍需工場に勤務していたと聞いたがあるので、母の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳により、訂正請求記録の対象者の旧姓と同姓同名かつ同一生年月日で基礎年金番号に統合されていない、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録(資格取得日: 昭和 20 年 4 月 8 日、資格喪失日: 昭和 20 年 8 月 16 日)が確認できる。

また、除籍謄本によると、訂正請求記録の対象者の出生地は C 県 D 郡 E 村(後に F 町、現在

はG市)であり、訂正請求記録の対象者の姉は、訂正請求記録の対象者は同村の小学校を卒業し、その後は終戦の頃まで軍需工場に勤務していたと思う旨陳述している。

さらに、G市教育委員会から提出された「H尋常高等小学校高等科卒業生学籍綴」には、訂正請求記録の対象者の旧姓の氏名(I)及び生年月日が記載されており、修了年月日は昭和20年3月24日、修了後の状況は「A社」と記載されている上、同市教育委員会は、当該学籍綴において同年3月24日に修了した者のうち、「I」という氏名の者は一人だけであると陳述している。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は請求期間においてA社に勤務しており、前述の未統合記録は、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

また、昭和20年4月から同年7月までの標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、60円とすることが必要である。